

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成28年7月13日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人久世桂川・新川の河川美化をすすめる会

(2) 代表者名

中島 康男

(3) 主たる事務所の所在地

京都市伏見区景勝町31番地5 イニシア伏見206号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、久世地域住民をはじめとして広く市民に対して、久世橋下流域の桂川・新川河川美化を中心とした環境保全活動を行うことによって、人と自然を大切にす地域社会の構築と住民主体のまちづくり活動の促進を図り、併せて各種団体や行政との連携・協働のもと活力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成28年7月5日

(文化市民局地域自治推進室)